

(7) 連結注記表 平成28年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社・・・1社
主要会社名 (株)JA栗東市

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であり、連結会計年度との差異はありません。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) 子会社株式・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 購買品

売価還元法に基づく原価法により評価しています。(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・ その他の棚卸資産(販売品)

売価還元法に基づく原価法により評価しています。(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・ その他の棚卸資産(諸材料)

最終仕入原価法に基づく原価法により評価しています。(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法により償却しています。

なお、平成22年4月1日以降に取得した30万円未満の減価償却資産については、租税特別措置法第67条の5を適用し、一時損金経理を行っています。